

新たな日本学術会議法の成立・施行に強く抗議し、 新法の廃止ならびに旧法の復活を求めます

2025 年 7 月 11 日

軍学共同反対連絡会共同代表 赤井 純治 大野 義一郎 多羅尾 光徳

日本学術会議を特殊法人化する新たな「日本学術会議法」が、6 月 11 日に成立しました。この法律は、日本学術会議の独立性と自律性を脅かし、

「学問の自由」を侵害し、ひいては日本における軍学共同を加速させるものです。私たち軍学共同反対連絡会は、特に軍学共同に強く反対する立場から、科学者の戦争への協力の反省から生まれた旧日本学術会議法の本質とは正反対の法律が、国会で十分な審議が尽くされたとは言えない状況で可決・成立し、施行されたことに対し、強く抗議します。

私たちはかねてより、日本学術会議が特殊法人化されることによって、①総理大臣任命の監事、総理大臣任命の委員による評価委員会という新たな介入の仕組みが作られること、②中期的活動方針や年度計画の作成が義務づけられることにより、日本学術会議が、予算を梃子に政府の意に沿う活動をさせられること、③会員の選考助言委員会の新設によって会員選考に政権や財界の意向が反映されるなど、日本学術会議の独立性や自律性が脅かされ、「学問の自由」が侵害されるという問題点を明らかにし、強く警鐘を鳴らしてきました。

日本学術会議自身も、ナショナルアカデミーとして組織が満たすべき5つの要件（①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性）を示すとともに、日本学術会議法案に対し、繰り返し懸念を表明してきました。

さらに、旧日本学術会議法の前文から「平和」の

文言が削除されたことに端的に示されるように、政権が軍学共同を推し進める狙いがあることも我々は明らかにしてきました。

国会審議では、日本学術会議の独立性と自律性を巡る懸念は払拭されませんでした。それどころか、5 月 9 日の衆議院内閣委員会での審議において、坂井学内閣府担当相は三木圭恵議員（日本維新の会）への答弁の中で、「特定のイデオロギーや党派的主張を繰り返す会員は、今度の法案で解任できる」とまで述べました。日本学術会議会員に対する思想選別が行われうること示した暴言であり、看過することはできず、この点に強く抗議をし、発言の撤回を求めます。

そもそも、2020 年 10 月の菅義偉政権下での日本学術会議会員候補任命拒否の過ちを撤回していない政権に、日本学術会議のあり方を転換しようと企てる資格はありませんでした。さらに、今回の坂井大臣の発言は、この 2020 年の違法な任命拒否の本音を露呈したものであり、二重に許し難いものです。

私たちは、新たな日本学術会議法を廃止し、旧・日本学術会議法を復活することを求めます。併せて、石破首相が 2020 年に任命拒否された 6 名の研究者を日本学術会議会員として直ちに任命することを求めます。6 名の会員候補の任期は 2026 年 9 月末日までの残り 1 年余りとなっており、もはや一日たりとも後回しにすることはできません。

日本学術会議の特殊法人化と軌を一にするかのように、神戸大学のようにこれまで「安全保障技術研究推進制度」への応募を控えてきた大学で応

募を認める動きが出てきています。6月12日には、防衛省内に「防衛科学技術委員会」が設置され、軍学共同のさらなる推進が狙われています。このような状況に鑑みると、日本学術会議が2017年に発出した「軍事的安全保障研究に関する声明」の重要性がますます高まっています。学術会議の声明は、オープンな場で議論を尽くした、政府から独立した学術界の見識として、全ての大

学、研究所等で、今後も尊重されるべきものです。私たちは、日本学術会議の特殊法人化だけでなく、軍学共同に対し、これからも反対の声を上げ続けていきます。

以上

【連絡先】 軍学共同反対連絡会事務局長 小寺隆幸
pokojpeace@gmail.com

法律が制定された中での当面の課題について

新学術会議法は根本的に学術への政権の介入を強めるもので、上記声明が主張するように廃止すべきものだが、当面の課題として、法律の具体化の過程を注視し、様々な歯止めをかけていくことが必要である。

来年10月の法人設立に向けた動きが始まっている。6月18日に石破首相は、来年10月発足時に、法人としての新会員となる125名を選ぶ選考委員を決める二人の有識者として、内閣府の「総合科学技術・イノベーション会議 CSTI」の宮園浩平常勤議員と佐々木毅日本学士院院長を指名した。有識者懇談会の中で内閣府が紹介していた2003年の事例を踏襲したものである。今後、光石衛学術会議会長が2氏と協議し、125人を選考する委員を選ぶ。その委員に現会員がつくことは否定されていない。もし全員が現会員となれば、現在の学術会議会員が次期会員を推薦するというコ・オペレーション方式が実質的に受け継がれる。選考委員に、学術の視点よりも政府や財界の視点を優先するような方を入れないことが、政府や財界による学術への介入を阻止する第一歩である。

さらに移行期の首相の次期会員候補者指名権および会長職務代行者指名権は光石会長に委任された。会長職務代行者は来年10月の設立総会の議題を決め、議事を仕切る。その人がそのまま新学術会議会長に選ばれることもありうる。その代行者に政府の意向を代弁する学者を選ぶために、その指名権を首相に近い人に委任するのではないかと考えられたが、光石会長に委任したということは、新たな法人としての学術会議をスムーズに発足させるために現学術会議を巻き込むことを優先したからだろう。そもそも現学術会議が協力しない限り政府が新学術会議を作ることなどできない。

また6月26日に新法人の設立委員会合第1回

が開催された。設立委員は、学術会議から光石衛会長、磯博康・三枝信子・日比谷潤子各副会長の4名、学術会議に関する内閣府懇談会から岸輝雄座長、相原道子・五十嵐仁各WG責任者の3名、内閣府から笹川武内閣府総合政策推進室長（7月1日付で内閣府官房長に異動）と相川哲也学術会議事務局長（7月1日付で賞勲局長に異動）の2名である。官房長に出世した笹川氏が今後も法人としての新学術会議の内規作りや会員推薦名簿作成を仕切っていくのである。

今後、新学術会議の内規作りと次期会員候補者選考委員選出がなされると思われる。設立委員会合は第2回が2026年1月、第3回目が同年8月の3回しか予定されていず、実質的な作業は水面下で進む。

だがそもそも新法人の組織の枠組みさえ決まっていない。現在は3部制（第1部人文・社会科学、第2部生命科学、第3部理学・工学）で、各70名ずつと法律に定められている。今後3部制のままでいくのか、その場合人数配分はどうするのか、懇談会の中で一時言われていたような第4部を作るのか、などをまず決めねばならない。

また現行法では十四条で「運営に関する事項を審議させるため、幹事会を置く」と定められ、会長、副会長3名、三つの部から、部長および各部長が部会の合意のもとに任命する副部長と2名の幹事、計16名で構成されている。会員の下からの意見が各部を通して幹事会に反映される民主的な仕組みとなっている。一方新法では十八条で「役員会は、会長及び副会長並びに役員以外の会員のうちから会長が指名する者をもって組織する」とされており、トップダウンで選ばれる可能性もある。これまでのような民主的な組織にすることが求められる。

さらに現在2000名いる連携会員制度は現学術

会議の取組にとっては欠かせないものである。有識者懇談会の議論では、協力会員と名称を変える、人数は減らすなどの意見が出されていたが、具体化は決まっていない。

また学協会との関係では、現在 2100 以上の協力学術研究団体を擁しているが、それをどう位置付けるかも課題である。

昨年 10 月 31 日に学術会議幹事会は「より良い役割発揮のためのナショナルアカデミーの設計コンセプトについて」を作成し、有識者懇談会に提出した。これは内閣府が意図する法人化後の学術会議のガバナンスのあり方を、学術の視点から批判したものである。少し長くなるが引用する。

「日本学術会議のガバナンスにおいては、既存の考え方にとらわれず自由な発想を伸ばすという学術の本質及び科学的助言の中立性確保の必要性を踏まえた観点から、一般の行政組織とは全く異なる設計コンセプトを必要とする。…」

ナショナルアカデミーの最重要の役割は、普遍的・俯瞰的観点から勧告権に基づく科学的助言を行うことであり、これまで日本学術会議が示してきた 5 要件は、それを実現するために必要不可欠な条件である。監事や外部評価委員を大臣が任命することは、独立行政法人等にはあてはまるものかもしれない。しかし、そのような政府主導によるトップダウン型のガバナンスは、科学的助言の中立性を損なうおそれがあるため、ナショナルアカデミーの基本理念と矛盾する。…」

「適切なガバナンスを確保するために必要な観点を、以下に改めて提示する。

●ネットワーク型・ボトムアップ型のガバナンス

学術の発展は、ネットワーク型・ボトムアップ型のガバナンスを必要とし、監事や外部評価委員を大臣が任命するトップダウン型の構造とは相容れない。独立性、自律性を保障された日本学術会議は、学術をすべての人のものとするために、パブリックコメント等を通じて、国会、政府、産業界のみならず、大学等の研究機関、学術団体、NGO、市民を含む幅広い多様な人々とのコミュニケーションと参加を促進する。そのことにより、日本学術会議は、運営の透明性を確保し、それらの多様な主体に対する説明責任を自律的に果たすことを目指す。

●国際性

学術は本来公共財であり、学術が解決すべき課題の多くには国境がない。独立性・中立性の確保

をはじめ、ナショナルアカデミーが共通で抱えるガバナンス上の課題についても、日本学術会議が新たに設置した国際アドバイザリーボードを活用するなど、海外のナショナルアカデミーと密接に連携しつつ対応することが望ましい。

●組織の基本構造を法定することによる民主的正統性の確保

時の政府の意向に左右されないよう独立性を確保するためには、独立性の保障をはじめ組織の基本構造を法律により定めるとともに、詳細を日本学術会議の会則による自律的な決定に委ねることにより、その独立性を制度的に保障する必要がある。」（以上、引用）

新法により監事や外部評価委員を大臣が任命するなど、政府主導によるトップダウン型のガバナンスの枠組みは構築されてしまったが、今後内規の作成にあたって、これまでのようにボトムアップで民主的に運営するという視点を可能な限り貫いていかねばならない。

そのためにもまず学術会議総会を開き、法制化されてしまった現実の受け止めと取り組みの総括を行い、法人化までになすべきことについて会員全員で確認し、方針を決める必要がある。それを学協会や大学、市民社会にも伝え、協力を依頼し、法制化されたという局面の中でも学問の自由と独立を守るための協同を呼びかけるべきではないか。

この難局においてこそ、ネットワーク型・ボトムアップ型で下からの声を組織し、内閣府の強引な介入を阻止し、学術の論理に沿った内規を作っていくことが求められる。

連携会員制度なども含め、法人化されてもこれだけは守っていききたいという学術会議の姿勢を広く市民社会にも伝えることで、法制化反対の取り組みの中で広がった学術会議への理解、市民社会も学問の自由を守るために立ち上がろうという動きをさらに発展させることができる。市民社会の理解と協力は今後、法人化された学術会議が政権の統制に抗するためにも欠かせない。

もちろん今後 1 年の取り組みは、法人化の弊害を少しでも減らすことに過ぎず、それで問題がなくなることはありえない。政府も発足のために学術会議の協力が不可欠であり、トラブルを起こさないように配慮するかもしれない。しかし今後、組織が軌道に乗れば、監事による監査、評価委員による評価、予算における政府の裁量などをフルに活用し、軍事研究や様々なイノベーションに協

力するよう学術会議に求めてくるに違いない。

だからこそ私たち軍学協同反対連絡会としては、声明に記したように、新法の廃棄と1949年日本学術会議法の復活を粘り強く求めていくが、当面の課題は、内規作成や新会員選考などの新法の具体化作業を注視し、政権からの介入・統制を少しでも減らすことである。そして、今後軍事研究への圧力を政府が強めてきた時に、内部から反対の声を上げることができるボトムアップの組織にすることが必要なのである。

そして連絡会も加わる「学術会議問題を考える学者・市民の会」も、この具体化の作業を内閣府と学術会議執行部だけで行うのではなく、会員の中からの民主的な議論を作りオープンに行うことを求めている。学者・市民の会は、①民主主義を支えるナショナルアカデミーとして、日本学術会議総会の意思として、広く社会に対して見解を表明すること、②会員の中での民主的な議論を踏まえ進め方の方針を作成し、「5要件」で示された内容を可能な限り追求すること、の2点を求める要望書を7月11日に学術会議事務局に手交し、会長はじめ会員にも送った。

そして8月3日に明治大学で右のシンポジウムを行う。法律が制定された中で、学問の自由を守るために何をすべきか、この間国会前での取り組みの中で生まれた学者と市民の連携をさらに深めていくために、多くの皆様の参加を訴えたい。

(小寺 隆幸)

日本学術会議問題を考える学者・市民の会
緊急シンポジウム 8月3日 14時から

学問の自由は守られるのか？

～新学術会議法成立を受けて～

首都圏の方は明治大学へ 遠方の方はYouTubeで

<https://www.youtube.com/live/dveMZ8R0qLU>

学問の自由は守られるのか？

緊急シンポジウム

2025年
8月3日(日)
14:00-16:45

明治大学リパティタワー1階1011教室
〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1
(JR・地下鉄 御茶ノ水駅下車3分)

登壇者

佐藤学 (東京大学名誉教授)
小森田秋夫 (東京大学名誉教授)
隠岐さや香 (東京大学教授)
三成美保 (追手門学院大学教授)
吉田 文 (早稲田大学教授)

[参加費] 無料
[主催] 日本学術会議問題を考える学者・市民の会
(旧日本学術会議「特殊法人化」法案に反対する学者・市民の会)
[URL] <https://x.gd/bUosV>
YouTube配信:
<https://www.youtube.com/live/dveMZ8R0qLU>

2026年10月、戦後作られた日本学術会議は大きく変質する
要望を届けるなら今しかない

新学術会議法成立を受けて

【資料】「日本学術会議法」の成立を受けての要望書

— 「日本学術会議問題を考える学者・市民の会」から日本学術会議への公開書簡

日本学術会議会長光石衛殿 日本学術会議幹事会メンバー各位 日本学術会議会員各位

2025年7月11日

2025年6月、多くの反対の意見にもかかわらず、日本学術会議のあり方を大きく変質させる「日本学術会議法」が制定され、同法(附則を除く本体部分)は2026年10月から施行されることになりました。この法律は、日本学術会議が繰り返し表明してきた、自由で民主的な国家のナショナルアカデミーに求められる「5要件」を満たすことを困難にするものです。そのため、法案の国会上程後の4月、日本学術会議総会で声明「次世代につなぐ学術会議の継続と発展に向けて～政府による日本学術会議法案の国会提出にあたって」及び決議「日本学術会議法案の修正について」が採択され、法案に対する日本学術会議の反対姿勢が社会に示されました。民主的な議論を踏まえて出された声明、決議はとても重要であったと

考えています。

日本学術会議は日本の科学者のアカデミーであると同時に、日本国憲法が定める民主主義社会を支える役割をもつ科学者組織です。日本国憲法が定める学問の自由、言論の自由、基本的人権の尊重は、自由で民主的な日本社会にとって不可欠なもので、それを学術の面で支える役割をもつ日本学術会議が変質させられようとしている状況を私たちは目の当たりにしてきました。

こうした事態に対して、私たちは、日本学術会議法案の問題を広く市民社会に伝えるために、学習会、署名運動(7万筆を超えました)、院内集会、国会前での「人間の鎖」行動や座り込みなどを積み重ね、そのたびに参加の輪が広がってきたと感じています。日

本学術会議が5要件を備えた「自由で民主的な国家のナショナルアカデミー」として学術を担い、また「世界及び国内の社会課題の解決に寄与」することができる組織として存続することを願う市民の輪はかつてなく広がってきています。民主主義社会を担う大切な存在として、これからも日本学術会議がその役割を果たしていくために、今回の事態に対して、日本学術会議会員が参加する総会場で議論をし、社会に対して日本学術会議の姿勢を明確に示していただけることを期待しています。

法律の成立後、日本学術会議は、会長談話「日本学術会議法案の成立を受けて」において、「独立性、自主性、自律性を確保しながらナショナルアカデミーとしての役割を發揮」すると宣言しています。

私たちは、法律の施行日までの進め方によって、今後の日本学術会議のあり方が大きく変わりうると思い、それを最大限効果的に使うことが必要だと考えています。私たちは、日本学術会議が重要視してきた「5要件」を民主的な討論を踏まえて可能な限り追

求し、どのように具体化していくのかを見守りたいと思います。特に、新法人設立に向けた設立委員会合は、内閣府関係者と日本学術会議執行部によって構成され、その役割がどのようなものになるか、十分な注視が必要だと考えています。また日本政府が不当な介入を行わないよう厳しく監視をしていくつもりです。私たちは、日本学術会議に対して、以下の2点を要望します。

1 民主主義を支えるナショナルアカデミーとして、会長談話だけではなく、日本学術会議総会の意思として、広く社会に対して見解を表明してください。

2 法律の施行日まで、現行の日本学術会議が移行期に大きくかわることになっています。会員の中での民主的な議論を踏まえて進め方の方針を作成し、「5要件」で示された内容を可能な限り追求してください。

日本学術会議問題を考える学者・市民の会(旧 日本学術会議「特殊法人化」法案に反対する学者・市民の会)

「わだつみ会」は、なぜ、「日本学術会議法案」廃案の

共同の闘いに取り組んだのか

小野 政美

「日本戦没学生記念会・わだつみ会」常任理事；日本学術会議問題を考える学者・市民の会

◆「夜の闇の中を歩くとき、支えになるのは友の足音だ」(ヴェルター・ベンヤミン)

◆「わたしたちの戦略は、＜帝国＞を動かす部品がどこにあるかを見きわめ、それをひとつずつ役に立たなくさせることにある。どんな標的も小さすぎるといえることはない。どんな些細な勝利も、意味を持たないということはない」。(アルンダティ・ロイ「＜帝国＞に抗して」『帝国を壊すために』)

◆「もともと地上に道はない。歩く人が多くなれば、それが道になる。」(魯迅)

1. 「わだつみ会」は、なぜ、「学術会議法案」廃案の闘いに取り組んだのか

(1) 2025年6月11日の参議院本会議で石破自公政権と日本維新の会などにより、「日本学術会議特殊法人化法」が日本学術会議や多くの研究者・全国の市民の反対にも拘らず成立した。日本学術会議は2017年の声明で「安全保障技術研究推進制度」参加に慎重な姿勢を示した。政府は「日本学術会議特殊法人化法」の成立により、この制度を通じて、大軍拡、沖縄先島諸島と全国の軍事基地化に突き進む軍事研究に科学・大学に従事さ

せることをこれまで以上に加速させることになる。戦時体制を強化するために、学校現場では自民族優越主義・民族排外主義に基づく画一的な価値観を植え付け、多様な個性と多様な価値観を認めず愛国心教育体制の強化に突き進んでいる。

(2) 「わだつみ会」は、2025年5月13日、学問を軍学共同の道具にするために、日本国憲法で保障された「学問の自由」を蹂躪する「日本学術会議特殊法人化法案」を衆議院本会議において強行採決に抗議するとともに廃案を求める声明を発表。

「日本戦没学生記念会」(わだつみ会)は、絶対不戦の立場から、「学問の自由」を圧殺し、学問・科学を軍学共同の道具にし、戦争への道を開く「日本学術会議特殊法人化法案」強行成立に強く抗議した。

「学徒出陣」80年の2023年10月、「政府の戦争準備行為をやめさせ、絶対不戦を守り抜きましよう」という「学徒出陣」80年声明を発表した。今回、「わだつみ会」が、「日本学術会議法案」問題に取り組んだ理由は「学徒出陣」と「わだつみ会」の歴史の中にある。

(3) 私は、2025 年 2 月以来、閣議決定を経て国会に上程された「日本学術会議特殊法人化法案」の廃案を目指して、日本戦没学生記念会（わだつみ会）として<日本学術会議特殊法人化法案>の廃案署名呼び掛け 16 団体の一員として活動した。多くの良心的な学者、全国の市民と共に、法案廃案の署名活動を進め、合計約 7 万筆を内閣府に届けた。その後、さらに多くの団体と共同して、<日本学術会議の「特殊法人」化に反対する学者・市民の会>を結成し、数次の院内集会、日本学術会議応援「人間の鎖」、15 回の「国会前ヒューマンチェーン・座り込み」を行なった。

この 3 か月間、少なくないメディアが国会前に取材に来たが、法案反対の運動や人間の鎖、座り込みの取材をしながらも実際の報道は少なく、現在のメディア報道の厳しい現実を見せつけられた。6 月 11 日、法案採決強行の日の夜に、東京国会前から名古屋の自宅に帰り「学者・市民の会」の皆さんに以下のメールを送った。

「もし、チェンジオルグ署名がなかったら・・・、もし、『学者市民の会』の奮闘がなかったら・・・そう考えると、チェンジオルグ署名、日本学術会議への多彩な働きかけ、議員への働きかけ、数度にわたる院内集会、ヒューマンチェーン、座り込みなどなど、『学者・市民の会』のさまざまな取り組みのひとつひとつが大きな歴史的意味を持つてくるように思えます。いずれにせよ、今回の闘いは、戦後日本における『学問の自由』を守る闘い、学術会議をめぐる闘い、学術を巡る学者と市民の共同の闘いは、大きな歴史的意義を物語る闘いだったと確信しています。数少ない『学者・市民の会』メンバーが、臨機応変に役割を分担し、お互いにリスペクトしながら、協業的分業によって多くの課題をひとつひとつ解決しながら、多くの成果を生み出したことは間違いのないと思っています。この間の共同・協同の闘いでそれぞれの経験と現場を持つ人々が、『法案廃案』という一つの目標に向かう姿は、見たことのない景色であり物語でした。

『敗北』も『敗北感』などどこにも存在しません。チャップリンの映画のラストシーンではありませんが、何度でも再出発すればいいのだと思っています。」

(4) この間の私たちの運動は、「日本学術会議特殊法人化法案」を廃案にする闘いだった。いま、戦争する国家、戦時国家に向かう日本社会で、学問を軍事利用させない闘い、学問の自由・大学の自

治・ナショナルアカデミーである日本学術会議を守る闘い、思想信条の自由を守る闘いなどの歴史的闘いとして、後世に残る闘いだった。坂口担当大臣による会員の思想選別の危険が出てくるなど法案の違憲性があらわになった。

学術会議法案の修正・廃案要求声明は 100 学協会を超えた。学会以外でも過半数の各地域弁護士会、労働組合、市民運動団体も声明を出し、大手メディアほか地方紙社説や論評でも批判の声は広がってきたが遅きに失した。メディアがほとんど正面から取り上げない中でも、学術会議問題を巡る闘いは、静かに、しかし燎原の火のように市民の中に広がっていると感じた。

(5) 衆議院内閣委員会の審議を一日傍聴したが、坂井大臣と笹川内閣府室長のこの間の詭弁答弁は、日本学術会議や科学者、市民の疑問に答えるどころか、原稿と官僚たちが後ろから渡す資料を読むだけだった。衆議院での参考人の梶田隆章日本学術会議前会長（東京大学名誉教授、ノーベル賞受賞者）や、参議院での参考人の川嶋四郎日本学術会議法学院会委員長（同志社大学法学部法律学科教授）、吉村忍東京大学名誉教授は、実に正々堂々と、理路整然と法案の経過・内容の問題性と日本学術会議の存在理由とその歴史的役割を明瞭に語り心に響くものであり、心から救われた。

2. 「日本学術会議特殊法人化法案」を廃案にする闘いと「わだつみ会」

(1) 私は、院内集会やヒューマンチェーンなどでは、『わだつみのこえ』と『学徒出陣』（ともに「わだつみ会」編集）を掲げ、【「学術会議法人化法」は、「学問の自由」の死、戦争への道！一九三三年「滝川事件」、一九三五年「天皇機関説事件」と書き、「わだつみ会」と『きけわだつみのこえ』、「学徒出陣」の写真、戦没学徒兵の中村徳郎が戦争の愚かさを綴った「日本戦没学生の手記」の手紙の一部（「今ごろこんなまでこころされるくらいなら、なぜもっとあの時、命がけで反対しておかなかったか」）】を書き入れた手づくりの大きなアピール看板を首から下げて何度もアピールをおこなった。今回の運動では、「わだつみ会」の名前と歴史が予想を超えて大きな反響を呼んだ。



(2) 日本における「学問の自由」を蹂躪する「日本学術会議特殊法人化法案」と同様のことがアメリカで起こっている。トランプ政権は、大学での反ユダヤ主義対策を理由に学生の取締り強化などを大学側に要求してきたが、ハーバード大学が、4月14日に政権側の要求を拒否すると発表したのを受けて助成金の一部凍結に踏み切った。トランプ政権は、ハーバード大学に対して、ガザジェノサイド抗議の学生の処分、カリキュラム改訂、入学制度改革、多様性・公平性・包摂性(D E I)慣行の撤廃などの要求を続けている。トランプ米大統領は6月4日、ハーバード大学への入学を予定している外国人学生へのビザ発給を禁止すると発表した。

(3) 「学問の自由」の侵害が言論や思想の苛烈な弾圧・統制につながったことを戦時下の歴史は教えている。「滝川事件」は、1933年、京都帝国大学法学部の瀧川幸辰教授がおこなった講演やその著書が自由主義的などとして、当時の鳩山一郎文部大臣が瀧川教授の休職を決定したことからはじまった思想弾圧である。また、1935年の「天皇機関説事件」では、憲法学者の美濃部達吉の著書が発禁処分とされ公職も追放された。「滝川事件」後、政府は学問への抑圧を強め、学問を軍事に従属させる事態が続いた。戦後、大日本帝国憲法(明治憲法)時代に起きた「滝川事件」や「天皇機関説事件」への反省から、憲法23条で、大日本帝国憲法にない「学問の自由」が定められた。憲法23条「学問の自由」は、滝川事件や天皇機関説事件など、学問の自由ないしは学説の内容が、国家権力によって侵害された歴史を踏まえて特に規定され、「学問の自由」には、学問研究や発表の自由に留まらず、自由な研究を実質的に裏付けする研究者の身分保障、政治的干渉からの保護の意味がある。

(4) 「アジア・太平洋戦争」終局の1943年(「昭和」18年)に兵力不足を補うため、高等教育機関に在籍する20歳(1944年10月以降は19歳)以上の文科系(および農学部農業経済学科などの一部の理系学部の)学生を在学中で徴兵し出征させた。日本国内の学生だけでなく、日本の統治・占領下の台湾や朝鮮、「満洲国」や日本軍占領地、日系二世の学生も対象にされた。1943年10月21日、東京の明治神宮外苑競技場で雨の中、27000人の出陣学徒の壮行会が、7万人を超える女学生たちも参加して、文部省主催、陸海軍省等の後援で実施された。全国各地の77大学などで

も「出陣学徒壮行会」が行われた。その後、全国で、「徴兵検査」が行われ、1943年12月1日、陸軍へ入営し、12月9・10日に海軍へ入営した。

3. 「日本学術会議」の創設と「日本戦没学生記念会(わだつみ会)」の創設

(1) 「日本学術会議」の創設と「日本戦没学生記念会(わだつみ会)」の創設は、当時の再軍備、「逆コース」、レッドパージなど大いに関係し、当時の知識人、学者たちの戦争、再軍備への危機感から、両者の創設が行われたと考えている。「日本戦没学生記念会(わだつみ会)」は、戦後の再軍備に反対する運動の中、1950年(昭和25年)4月22日、戦没学徒の遺族や当時の知識人、学生たちによって結成された非戦・不戦・反戦・平和団体である。略称「わだつみ会」の発会式の進行役は、東京大学医学部附属病院でインターン生活を送っていた『きけ わだつみのこえ』編集委員会の25歳の中村克郎だった。作家の中野重治が発会式の議長を務めた。「日本戦没学生記念会(わだつみ会)」の創設には、当時の名立たる「知識人」が多く参加している。その中には、「日本学術会議」の創設にかかわった学者たちも少なからず関係している。

「日本戦没学生記念事業会」の発起人には、加藤周一、吉野源三郎、小田切秀雄、出隆、鶴見和子ら27名の知識人が名を連ね、柳田謙十郎(理事長)、中村克郎ら遺族21名、武井昭夫ら学生代表21名が発起人だった。評議員には、安倍能成、大内兵衛、大山郁夫、中野重治(発会式の議長)、渡辺一夫、羽仁五郎、森有正、清水幾多郎、小田切秀雄、真下真一、佐田稲子ら、当時の知識人が名を連ねていた。

(2) 1949年10月20日、東大協同組合出版部から、日本戦没学生手記編集委員会編『きけ わだつみのこえ』初版5千部が刊行された。

1950年3月、「日本戦没学生記念会」発足時に発表された、彫刻家・本郷新制作の「平和」に関する記念碑の制作が始まった。

1950年4月、舟橋和郎の脚本、関川秀雄監督の映画劇『日本戦没学生の手記 きけわだつみの声』が製作された。制作中の映画劇『日本戦没学生の手記 きけわだつみの声』を宣伝する配給会社の東京映画(東映)のチラシに、知識人の推薦文「きけわだつみの聲に期待する」が掲載された。

渡辺一夫の推薦文には、「今度『きけわだつみのこえ』が映画化されるとのことであるが、僕は大きな期待をかけている。誰が見ても、もう二度と

戦争はいやだ、どんな戦争もいやだ、ということが感ぜられ、我々の体内、心中に潜んでいる非人間的なものの自覚と反省とが與えられるようなものであつてほしい。上は大臣から下は小學生にいたるまでに、深い感動を與え、十分な納得を與へるものであつてほしい。」

羽仁五郎は、「この映畫を見よ」として、「青年たちが奪い去られてから、ぼくらはかれらの戀人たちを教えた。やがて、それらの少女たちも牢獄に送られた。かれらのあとを追つて、ぼくらは投獄されてしまった。そこで尾崎秀實や三木清が殺されたとき、これらの青年たちは、中國やソ連や南方やアメリカの老若男女の人民の血のしみた野原に。それらの青年の骨の沈んだ大洋に、これらの言葉をかきつけて死んで行つた。きけわだつみのこえ、見よ、これらのひとびとを殺したものをひきいて白馬をあゆませていたものを。低賃金、失業、そして恐慌、そこで平和産業を放棄し、軍事産業へ、戦争へ、人民をかりたてたものは、ふたたび若ものたちを欺こうとしている。死は一つである。奴隷となつても殺される。かれらがレジスタンスのために死んだのでなかつたことを最も悲しむよりは、諸君はレジスタンスのために生きるのだ。」

1950年6月15日、映画劇『日本戦歿学生の手記 きけわだつみの声』が公開された。1950年6月10日、東京大学消費生活協同組合編『わだつみのこえに應える：日本の良心』（東大協同組合出版部）が刊行され、以下の論考が掲載されている。杉捷夫；上原専禄；都留重人；竹山道雄；高田博厚；佐多稲子；小林秀雄；末川博；柳田謙十郎；加藤周一；深瀬基寛；本多顕彰；手塚富雄；丸山薫；竹内好；日高六郎；河盛好蔵；森有正；湯地朝雄；寺田透；土方與志；安倍能成；野口肇。

1951年12月15日、「東大新書」、東京大学学生自治会戦歿学生手記編集委員会編『はるかなる山河に：東大戦歿学生の手記』（東京大学出版会）が刊行された。1952年（昭和27年）2月29日、「東大新書」2、日本戦歿学生手記編集委員会編『きけわだつみのこえ：日本戦歿学生の手記』（東京大学出版会）が刊行された。中野好夫の「あとがき」を付された。また、1952年（昭和27年）6月30日、社団法人白鷗遺族会編『雲ながるる果てに：戦歿飛行予備学生の手記』（日本出版協同社）が刊行された。

4. 「新しい戦時体制」に向かう教育・学問・メディアへの攻撃と国家による管理統制

日本学術会議は2017年の声明で「安全保障技術研究推進制度」参加に慎重な姿勢を示した。政府は「日本学術会議特殊法人化法案」の成立により、この制度を通じて、大軍拡、沖縄先島諸島と全国の軍事基地化に突き進む軍事研究に科学・大学に従事させることをこれまで以上に加速させることになる。戦時体制を強化するために、学校現場では自民族優越主義・民族排外主義に基づく画一的な価値観を植え付け、多様な個性と多様な価値観を認めず愛国心教育体制の強化に突き進んでいる。いま、「新しい戦時体制」構築のために、教育・学問・メディアなどへの執拗な攻撃と国家による管理統制が続いている。

2006年に第1次安倍内閣は、1947年教育基本法の前文の「民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」とした文言を「改正教育基本法」で削除した。さらに「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養ふこと」とする教育目標を挿入した。

その後の政府・文科省も愛国心教育を軸とした教育政策・教科書行政を進めている。教育・学問は、戦前・戦中を通じて、天皇制にもとづく国民統治を最大限に機能させる手段として、一貫して権力の側に重視されてきた。戦後も、戦前からの連続性を巧みに利用して、国家主義・愛国心教育を強化する政策は揺らぐことはない。第一次安部政権以来の「教育改革」は、子どもたちをアジア・太平洋戦争による侵略戦争と植民地支配の時代、明治憲法下の天皇制の時代へと誘うものである。国家主義的な教育は、国家や「公」なるものに対する個人の犠牲を強要し、美化し、個人主義を否定するものである。日本の戦前・戦中の教育は、国家が教育と学問を全面支配し、学校は「教育勅語」に基づく教育により忠君愛国の精神で天皇のために命を捧げる「少国民」を育成する場として、子どもたちと人々を侵略戦争に動員する上で決定的な役割を果たした。私は、教育・学問とメディアが戦争を準備すると考え、学問と教育の自由の保障を求める立場から何度でも訴える。

「学問を戦争に動員するな！」

「教え子を戦場に送るな！」

「教育・学問とメディアが戦争を準備する！」

日本戦没学生記念会（わだつみ会）HP

<https://wadatsumikai.com/>

学術会議法人化問題から見えてくること

上野 健爾(京都大学名誉教授・元日本数学協会会長)

4月11日(金)に衆議院第一議員会館で開催された「日本学術会議法案を憂慮する学協会・研究者 院内集会」での上野健爾氏のご発言は、法人化の是非に止まらず、日本の学術や教育のあり方を問うもので、法律が制定された今も私たちに課題を提起しています。そこで発言の起こしに若干加筆していただき掲載します。映像もぜひご覧ください。1時間4分から10分間です。<https://www.youtube.com/watch?v=Nod3z2Y6d18>

私は第17期から19期まで学術会議の会員でした。今回の法案はあまりにひどすぎるが、むしろどうしてこの法案が出てきたのか、その背景を考え、それに対して私たちはどう対処しなければいけないかを別の側面からお話したい。

私が会員だった時、学術会議に関していろいろな意味で大きいショックを受けたことがあります。とりわけ権力欲や名誉欲にかられた方が何人もいて、相手するのに疲れたこともあります。それにもかかわらず学術会議が非常に大事であると考えていますのは、あらゆる分野の研究者の集まりであり、学問分野を超えた知見をまとめることができる国内唯一の組織であることです。

日本ではとかく文系・理系と分け、文系は理系のことがわからん、理系は文系のことがわからん、とよく言うのですが、現在はそんなことは言えない状況であることを認識する必要があります。例えば気候変動の問題でも遺伝子工学の問題でも、絶滅したオオカミを復活させたという話がありますが、複雑な問題をはらんでいます。さらに生成AIの問題とか原子力の問題とか、たくさん問題があり、それは単なる一分野で解決できる問題ではなくなっています。しかも現代の科学研究は軍事研究と直結していて、単なるデュアルユースの域を超えています。

数学は古代から生活に必要な学問として発達してきました。中世西洋でも中国でも教養の一種として考えられてきました。西洋では「幾何学」と「数論」は自由七科に含まれており、古代中国では「数学」は六芸の一つでした。

しかし17・8世紀に微積分、変化するものを取り扱う数学が一大発展して、実用の学としても重要な位置を占めるようになり、そのために科学・技術の基礎であるだけでなく、軍事技術でも重要な役割を担ってきました。例えば日本の数学の歴史を考えると、江戸時代に和算が非常に発達したわけですが、それが西洋数学にとってかわられたのは、和算では軍事技術に応用できないことが大きかったのです。それだけではなく、現在の数学の

研究は直接軍事技術に応用できるように発展しています。私たちは軍事研究はやらないと言っているのですが、実は自分のやっている研究がいつ軍事に利用されるかということに関して無関心ではいられなくなっています。

例えばデンマーク人の私の共同研究者は確率微分方程式の新しい解き方を見つけて銀行や保険会社のセキュリティの問題に応用しているわけですが、その方法は即軍事技術に簡単に転用できてしまう、そういう恐ろしい時代に実は入っています。数学は、考え方の基本を学ぶことのできる学問ですが、日本の教育は、数学に対してそういうことを全く教えていません。問題の解き方だけ教えられ、数学の本質や恐ろしさを教えることはありません。おまけに大学入試に数学が出るか出ないかで文系理系に分けるという愚かなことが行われていますので、ますますひずみが広がっています。特によく言われるのは、日本の社会は論理を重視しない。学術会議の問題も論理的に考えればおかしいことはすぐ分かるはずですが、それができない。

ではどうしたらよいか。そもそも学術会議の今回の問題は、市民レベルの共感・応援がないところが一番大きいと思います。それは、日本の社会から学問に対する信頼と敬意が失われていることに起因します。研究や研究者に対する以上に学問そのものに対する問題です。すぐ役に立つことしか興味を持たない。問題の本質をつかもうとせずに、表面的な現象ばかりマスコミも報道する。学術会議の問題も、任命拒否の問題は深刻な問題のはずなのに、マスコミはきちんと取り上げてくれませんでした。

それにもかかわらずやはり学術会議に期待される大きな役割は、先ほど言いましたように分野を超えた総合的な知見の表明であり、そこでは理系・文系の区別はなくなって、あらゆる学問分野の方が真剣に議論しなくてはならない時代になっています。それにもかかわらず、はっきりとは書いてありませんが、法案をよく読むと、人文系の会員

を減らそうという意図がありありと見えます。

そのために何をすればよいのか。法人化そのものが問題ではありません。学問の研究を政府に都合がよいようにコントロールしようとし、すぐ役に立つ研究のみを重視し、批判を受けとめることができない「政治の貧困」「社会の貧困」こそが問題で、そこから是正していかなければなりません。

そのためには日本の教育そのものを変えていかねばならないと思います。受験に特化した中学・高校教育こそ日本の社会の腐敗の始まりです。私は戦後すぐの教育を受けた人間です。その頃は今に比べてはるかに優れた教育が行われていました。しかし今は政府に対して何の批判もすることができない高校生を大量に創るように教育されています。そうなった責任の一端は学術会議も負っています。あれだけ多くの方が一堂に集まり、広報として「学術の動向」という雑誌もありましたが、それを十分に普及させることができませんでした。もちろん金銭的な面もありますが、もっと私たちは学問の広報活動をやっておくべきではなかったかと慚愧の念にかられます。これからは積極的に広報活動をやってほしいのです。学術会議の活動の広報のみならず、各学問分野の紹介を中学生や高校生に分かるように説明する努力が必要です。

「学術の動向」は休刊していますが、抜本的に刷新し再刊行してほしいものです。

そのためにこの法案が廃案になるうがなるまいが、もっと私たちは真剣に学術会議そのものを支援していく必要があります。長期的な視野に立ち、根本的に、物事を論理的に考える国民をもっともっと増やしていく必要があります。それには教育の抜本的な改革が必要だと思います。

時間がなくなりましたが、80年前、戦争が終わる直前に西田幾太郎がなくなるのですが、鈴木大拙が西田の思い出を書いています。そこに私は、今日まで解決されることのなかった問題点があると考えています。(以下、鈴木大拙『西田の思ひ出』の一部を朗読されました。下記の第二、第三パラグラフです。) 鈴木大拙はこのように問題点を指摘したのですが、80年経っても何も変わっていないことに愕然とします。

簡単ですが、ここで終わらせていただきます。

鈴木大拙「西田の思ひ出」

『北条先生は理学士で数学専攻であった。立派な教育家で、学習院院長を最後に教育界から退かれた。先生が専門学校へ来られてから、学校の数学教育は面目を改めた。自分らは大いに勉強した、そうしてまた勉強するように教えられた。数学の

予習に夢中になるようになった。そのときこんな話があった。何でも西田は夕方薄昏くなってもランプなしに紙上に書きつけた数字を能く見て、問題を解決するまで勉強した、と。一所懸命にやると暗がりでも見えるそうだ、一心の力もえらいものだななどという評判があった。

このどここまでもその底に徹しなければ已まぬというのが西田の性格であった。吾等の多数は何かの疑問があっても、しかしてそれを解決しようと努力はするが、どうも好加減のところで腰を折る。意志が強くないというよりも、寧ろ知力の徹底性が欠けているというべきではなからうか。東洋的教養では意力に偏して、知力を軽視する傾きがある。それでやたらに道德的綱目を並べて、これを記憶し、またこれを履修する方面に教育の力点をおいている。そうして数学や科学のようなものは、実用になればそれでよいとしている。

東洋人が一般に一特に日本人が一 感傷性に富んで、知力・理知力に乏しいところへ、理論の研究を実用面にのみ見ようとするから、教育は一方向きになっていく。批判が許されぬ、研討が苟且(こうしょ、おざなり)にされる、知力の徹底性が疎んじられる。従って物事に対しても主観的見方が重んじられて、客観的に事実を直視し、その真相を看破しようという努力が弛んでくる。今度の敗戦の如きも、その根本原因は日本人の理知性に欠けたところに存するのである。今更科学科学と言って大騒ぎするが、科学なるものは、そんなに浅かに考えてはならぬのである。

まず、物を客観的に見ることを学ばねばならぬ、そこからこれに対して徹底した分析が加えられなければならぬ。これが日本人の性格の中に這ってこない、偉大な科学の殿堂は築き上げられぬ。科学や数学の学修を、単なる実用面にのみ見んとする浅薄な考え方をやめて、学問の根底に徹する、甚深で強大な知性の涵養を心懸くべきである。これが出来ると自から人格の上にも反映してくるにきまっている。こうすべきだ、ああすべきだ、「謹しむ」べきだ、「畏まる」べきだとのみ、朝から晩まで、晩から朝まで、吾等の頭に叩き込まんとする官僚は、余程結構に出来て居る頭脳の持ち主だ。これでは世界性を持った考え方は日本人の中からはどうしても出て来ない。又戦(いくさ)して、又負ける位が関の山であらう。』

(『鈴木大拙全集』第33巻27ページ～28ページ、1945年8月26日記)

学術会議任命拒否文書開示訴訟に大きな動き

2025 年 7 月 29 日 東京地裁での第 7 回期日で明らかになったこと

《学術会議任命拒否文書開示訴訟とは》

2020 年 10 月、菅首相による 6 名の任命拒否に対し、1162 名の法律家と任命拒否された 6 名は、政府に対し、任命拒否の理由がわかる文書の情報公開請求をした。しかし政府は文書の「不存在」を理由に「不開示」決定をした。そこで、違法な不開示決定の取消と国家賠償を求めて、2024 年 2 月、国を被告とする訴訟を起こした。そして弁護団の緻密で粘り強い取り組みにより、国側を一步一步追い詰めてきた。(本ニュースレター 97 号 2024.12.28 p.15 米倉洋子報告参照)

そして今、2025 年 6 月の二つの最高裁判決を受けてこの裁判も大きく動き出していることを、7 月 29 日の第 7 回期日を傍聴して強く感じた。そこでまず 6 月の二つの最高裁判決について触れておこう。市民運動にとっても極めて重要な判決であり、ぜひ知っていただきたい。

《情報公開をめぐる二つの画期的な最高裁判決》

6 月 3 日、最高裁第 3 小法廷(宇賀克也裁判長)は、「開示請求を受けた行政文書は原則、公開されるべきで、項目の一部に不開示情報が含まれているからといって、一体的に不開示と判断すべきではない」とした。宇賀裁判官は、欄ごと判断する考え方を示した過去の最高裁判例の影響で、地裁・高裁が必要以上に開示範囲を狭め、欄を丸ごと黒塗りされている傾向があるとし、欄をできるだけ細かく区切り、それぞれに開示するかを判断すべきだとしたのである。

宇賀裁判長はこう述べている。「不開示決定取消訴訟においては、一般的には、原告は、当該行政文書を保有しておらず、その内容を知り得ないのであるから、不開示決定が逸脱・濫用であることを立証することは極めて困難である。被告は当該行政文書を保持し内容を知っているのだから、いかなる理由で不開示情報に当たるかを、不開示情報の内容自体を明らかにしない範囲で説明することは容易である。」

また最高裁第三小法廷は、6 月 6 日にも、消費者庁が外部機関に委託した調査報告書の一部を「公開できない」と不開示にしたために、食の安全・監視市民委員会代表が起こした訴えについて画期的判決を出した。消費者庁は、「開示すると消

費者庁がどの部分を監視しているか、分析方法をどう評価しているかが推知され、事業者が悪用される恐れがある」としていたが、最高裁は、「開示すれば分析方法の改善を提言する資料を得られ、国民一般にとっても食品行政の透明性が向上し、信頼を高められる」とした。「情報を開示することで、社会全体にとっての利益(公益)が大きい」とし、不開示に合理性はないと高裁への差し戻しを命じたのである。宇賀裁判長は、「おそれ」は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されること、「おそれ」の判断について行政機関の長の裁量は認められないこと、また不開示情報該当性について国が立証責任を負うこと、と明言した。

《公文書管理法の意義》

7 月 29 日の学術会議任命拒否文書開示訴訟第 7 回期日で、公文書管理法の研究者早川和弘氏の意見書が裁判所に提出された。「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)は 1999 年に「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的」として制定された。しかし早川氏によれば、施行後も C 型肝炎資料の放置(厚生労働省)、保存期間終了前の文書の誤廃棄・所在不明・管理簿への記載漏れ(防衛省)、5000 万件の年金記録が基礎年金番号に未統合(総務省)などの不適正な文書管理が発生した。

そこで 2009 年に「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活

動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的」とする「公文書等の管理に関する法律」が制定された。早川氏は、あるべき公文書がなかったり、所在が明確でなければ情報公開法は機能しないので、この二つは車の両輪だと指摘する。

また公文書管理法によって管理される行政文書は、個人情報の開示請求対象でもあるので、2003年に制定された「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」個人情報保護法も公文書管理法と車の両輪をなすという。

そして早川氏は公文書管理法第四条「行政機関の職員は、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない」の重要性を、森友学園案件に関わる決済文書の改竄を例に強く訴えている。

《任命拒否問題についての国の対応の違法性》

公文書管理の重要性に鑑み、早川意見書は6名を任命しないという意思決定に至る過程を検証することができる行政文書が存在するはずであり、不存在を理由とした不開示決定は違法であると述べている。

国は、①菅総理大臣が加藤官房長官及び杉田副長官に、学術会議会員の選任方法のあり方に関する懸念を伝え、②それを受けて杉田副長官から菅総理に99人を任命し6名を外す旨相談があり、③菅総理はその内容を了承することを直接判断し、④その内容が、副長官を通じて内閣府に伝えられ、決済したと主張している。

だが①—④を基礎付ける行政文書は何ら開示されていない。文書がないとすれば公文書管理法第

四条に反する。何らかの行政文書が作成されていたはずであり、文書が存在することが「自然かつ合理的である」と論じている。

さらに公文書管理法上作成すべき公文書を作成しないこと、内容的に不十分な行政文書しか作成しないこと、保存期間を誤り廃棄することは国家賠償法との関係で違法であると結論づけている。

《第7回期日での弁護団の主張》

29日は4名の弁護士が原告準備書面を読み上げた。書面(7)では、内閣府大臣官房などによる一部不開示決定が違法であることを主張した。書面(8)では、文書の不存在を理由とする処分について、具体的な理由が提示されていないことの違法性を主張した。また学術会議「特殊法人化」法成立時の衆参両院の内閣委員会で「任命拒否問題について政府は国民への説明責任を果たせ」とするの附帯決議が採択されたことから、被告・政府は国権の最高機関である国会の意思に従い任命拒否理由と意思決定過程を明らかにすべきだとした。そして裁判長に対して、民事訴訟上付与されている「釈明権」を行使して、被告の不適切な訴訟態度を正すよう求めた。それに対して、裁判所は被告(国)が文書の不存在を理由としていることについて、細部にわたる釈明を求めている。6月の最高裁判決を受けて、地裁としても国を厳しく追求しているのである。10月1日午後2時からの第8回期日で追い詰められた国がどう答えるか。ぜひ傍聴に参加してほしい。

《裁判資料は“CALL4”で公開、カンパも》

公共訴訟を支援するウェブサイト“CALL4”で本訴訟が紹介されている。訴訟に至る経緯や訴状・準備書面などの資料も閲覧できる。任命拒否された6名の方々の熱いメッセージも掲載されている。裁判費用のカンパも目標額の半分を超える約160万円が寄せられている。ぜひ応援を！(小寺隆幸)

<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=10000146>

被爆80年 私たちに問われていること

小寺 隆幸

《大量殺戮の思想を容認する世界》

この80年間、キューバ危機、米軍が原爆使用を検討した朝鮮戦争やベトナム戦争など核兵器が使われかねない事態は何度もあった。それを防いだのは「核兵器使用は道徳的に許されない」という

「核のタブー」であり、その形成に貢献したのが。「この苦しみを誰にも味わわせてはならない」という被爆者の訴えだった。しかし今、「核のタブー」は風前の灯である。「核兵器を使用する用意がある」(プーチン大統領 22.9.21)、「ガザへの原爆投下

も選択肢だ」(イスラエルのエリヤフ大臣 23.11.5)、「原爆投下が戦争終結につながった。ガザ戦争は広島・長崎の強化版だ」(米グラム上院議員 24.5.8)「イラン核施設へのあの一撃で戦争は終わった。広島・長崎と本質的に同じだ」(トランプ大統領 25.6.25)などの発言は、核兵器にあえて言及し威嚇する、あるいは原爆投下と同様の殺戮と破壊を行うという考えを公然と述べている。

核兵器の本質は、民間人や子どもを含め人間を皆殺しにしてよいという大量殺戮の思想であり、それは今も否定されていない。原爆投下は国際法違反とされず、アメリカの責任は不問に付されたままである。そして、その思想を告発すべき戦争被爆国日本も、「核の傘」に、すなわち有事の際にはアメリカが相手国の市民や子どもたちの頭上に核兵器を投下するという脅しに立脚した安全保障に依拠することで、無差別大量虐殺の思想を支えている。そのような世界で、今、ガザの子どもたちが人為的に飢えさせられ、もだえ苦しみながら死んでいく。そして私たちはその姿を毎日見続けながら、助けることもできない。

日本でも近年核共有が公然と語られ始めている。それは日本が核を持つことではなく、非核三原則を放棄し、アメリカの対中国の中距離核ミサイル配備に道を開くものである。実際、日米両政府が、米国の核兵器と通常戦力による日本防衛を話し合う定例協議で、有事を想定したシミュレーション(机上演習)を複数回実施、米軍が核兵器を使用するシナリオを議論していたと共同通信が7月27日に報じた。昨年12月に核を使用する「拡大抑止に関するガイドライン」を策定し、核使用時の政府間調整の手順を定め、日本側が意見を伝えることができる規定を明文化したという。

一方日本政府は、台湾有事を想定し、敵基地攻撃ミサイルの配備を熊本から始めると発表した。沖縄とともに全国が最前線になる。そのことへの危機感もなく、「核武装が最も安上がりで安全を強化する」と主張する参政党さや氏が参議院選挙東京選挙区で67万票を獲得して当選した。核を許容する風潮がSNSで広がりかねない。

1980年、欧州で反核運動が盛り上がる中で国連総会に出された「核非保有国に核兵器配備を禁ずる決議案」に日本は反対した。大江健三郎は「人類としてはじめて核兵器の悲惨さを経験した広島と長崎の人びとを持つ日本人が、日本人全体としては、その経験に学ぶことをせずじまいで、次の核戦争の引き金を引く役廻りを志願する。それこ

そが、正直に言えば僕の近未来への予想です」と81年に大学で語ったが、今、現実化しつつある。

そして人々の間にも核が人間にもたらす悲惨を考えずに、抑止力として必要だという考えが広がる。「自立した日本人として、核兵器がなければ戦争を抑止できないという考え方を根本から疑い、核兵器と共に生き延びられぬ、という認識をもつべきだ」と大江は語ったが逆方向に進んでいる。本紙 p.9 の上野健爾氏、p.14 の中村桂子氏の意見も重ね、何が欠けていたのかが問われている。(大江健三郎『核の大火と『人間』の声』岩波書店.1982)

《核抑止は「幻想」と指摘した核兵器禁止条約 第3回締約国会議》

一方世界では、大国の核抑止論に抗して、核兵器禁止条約に結集する国と市民の議論が深まっている。3月3日～7日、ニューヨーク国連本部で開催された会議には締約国56、オブザーバー国31(「核の傘」国のオーストラリアも含む)、NGO・市民163団体が参加した。日本被団協が直接石破首相に参加を訴えたが、政府は今回も拒否。与野党の6名の国会議員が参加。日本被団協からは濱住治郎さんと和田征子さん、3名の高校生平和大使をはじめとした多くの若者も会議に参加した。

会議では核兵器を明確に否定し、核抑止力の正当性に挑戦する力強い政治宣言「世界情勢が不安定化する中、核兵器のない世界へのコミットメントを強化する」が採択された。その中で、「核兵器廃絶は願望ではなく、世界の安全と人類の生存にとって不可欠なものだ」と明確に訴えている。

核兵器禁止条約は被爆者が証言し続けてきた核兵器の非人道性を基礎に作られ、それまで国際政治や軍事の文脈で語られてきた核兵器を、人間の視点からとらえた。そして今回、さらに進んで、安全保障政策を科学的根拠によって基礎付けることが強調された。核抑止政策は、核の脅しにより敵対国が攻撃をためらうと想定することで成り立っているが、それは確実に保証されているものではない。他方で、核抑止が破綻した場合の被害が壊滅的であることには科学的な証拠がある。核抑止は、戦争に関わっていない国の人々も含め、人類全体にとって容認できない実存的风险を生み出すことで成り立っている。核抑止は「幻想の安全保障」にすぎないとオーストラリア代表は発言した。

核兵器依存が高まれば、より多くの国が核兵器を保有し、軍拡競争が激化し、国際関係の脆弱性が増し、核兵器の使用や誤算、事故のリスクが高

まる。核兵器を使用させない最も現実的な方法は、核抑止強化ではなく、核兵器の禁止と廃絶こそが最も合理的な選択肢なのである。

《平和教育について議論を深めたノーベル平和賞カンファレンス「核兵器の脅威への対応」》

7月27日、上智大学でノルウェー・ノーベル委員会のフリードネス委員長、日本被団協の田中熙巳代表委員と児玉三智子事務局次長の講演とパネル討論が行われた。映像は下記で公開されている。
https://www.youtube.com/watch?v=P_HMlylwajs&t=1243s ぜひ3人の講演を聞いてほしい。第二部はハルプヴィーケン ノーベル研究所所長の司会で、ノーベル委員会トーヤ副委員長、秋山信将一橋大学教授、中村桂子長崎大学核兵器廃絶研究センター准教授、小松太郎上智大学教授によるパネル討議が行われた。その中の平和教育をめぐる中村氏の意見を紹介する。

《平和教育に軍縮教育の視点を 中村桂子氏》

核のタブーの崩壊は国家レベルのリスクだが、私たちの心の中とも繋がっている。対話や信頼や外交などで平和的に物事を解決することへの信頼が薄れ、軍事力強化や核抑止論に踏み込む。核兵器の被害について教えられている長崎でも例外ではない。それは戦争は嫌だ、原爆は許せないという思いを育む上で確かな成果を上げてきた。被爆者の高齢化が進む中で、記憶を次世代につなぐ取り組みはますます重要だが、それだけでは足りない。若い人に平和の担い手になっていただくためにはもう一段深い実践が必要である。長崎で平和教育を受けたたくさんの子ども達と話すと、

「核兵器は許されない、でも核兵器廃絶は無理ではないか、核兵器がなくなったら世界はもっと不安定になってしまうのではないか、日本も核の傘に頼るしかない」、そういう悲観的、懐疑的な声が被爆地においても圧倒的多数といえる。これは現在の平和教育が情緒的アプローチに偏ってきたことの限界でもある。戦争はだめだと心で感じて、どうすれば戦争のない、核兵器のない世界を実現することができるのか、目指すところはわかっていてもどうするか how の部分を学ぶことができていない。そこで何もできない、何も変わらないと直結してしまう。複雑な安全保障に若い人が主体的に向き合っていくためには行動を起こす力となる新しい今までにない教育をしなければならない。

その一つの鍵が、従来の平和教育に軍縮教育の視点を加えていくことではないか。なぜ各国は対

立するのか、なぜ核兵器は無くならないのか、なくするために今既に私たちは何を手にして、どのような手段があるのか、そうした問いに軍縮、安全保障、国際法という視点からしっかり学ぶ、それは小学生から大学生まですべての段階でできる。ここで大事なことは、軍縮教育は世界情勢に対する、軍縮に対する知識を手に入れることではない。現状を批判的に見つめること、武力に依存しない社会のあり方を構想すること、他者に対話をしながら未来を作っていくこと、そういうことに重点を置く。批判的思考力、対話力、想像力が現実と理想のギャップを乗り越える大きな力となる。

これから取り組みたいことを列挙する。

- ・核抑止を問い直す。核抑止に依存する現在の安全保障が本当に私たちを守ってくれるのか。
- ・核抑止が現実的で核兵器廃絶は理想なのか、その問い方を問い直してみる。
- ・核兵器は誰を守っているのか
- ・核を持つこと自体が許されるのか。製造からあらゆる段階で、様々な問題がある。社会の不正義をしっかりと見つめていく。
- ・被爆者の歩みをもう一度教育の中にしっかり取り入れる。被爆者の方が伝えてきたことは、核兵器の非人道性だけではなく、報復や憎しみの連鎖をいかに人間が断ち切っていくか、その強さ。分断と対立が広がる今の世界において、被爆者の生き様から私たちが学び直すことがこれからの教育にもっと必要になる。

記憶を継承することにとどまらない、未来を切り開く力を育む教育へ、被爆 80 年を機にシフトする必要がある。(映像 1 時間 22 分後から)

《科学者こそ核の恐ろしさを訴えよう》

日本社会でも核武装が語られ始めた今、科学者は何をなすべきか。本紙 98 号 25.1.27 の拙稿「今科学者に問われていること」で原爆投下直後の仁科芳雄の思いと、その後の坂田昌一の言葉を紹介した。「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない」とする 1950 年声明は、学術会議総会での坂田の「今後原爆が使われ悲惨な事実を繰り返すことは原子物理学者として耐えがたい」という訴えから生まれた。科学が生み出した核兵器を廃絶することは、世界の、とりわけ日本の科学者コミュニティの責務ではないか。核兵器禁止条約締結国会議で議論されている今後の核戦争の科学研究なども踏まえ、軽薄な日本の核議論に鋭く切り込むことが、科学者に求められている。

原爆被害者の会（日本被団協）・原水協・原水禁が連名で出した新潟県と全国の声明を紹介します。

声 明

抗議：被爆国、日本の核武装・核使用加担は絶対に許されない

新潟県原爆被害者の会 事務局代表 西澤慶子

原水爆禁止新潟県協議会（県原水禁） 理事長 近藤正道

原水爆禁止新潟県協議会（県原水協） 代表理事 赤井純治

2025 年 7 月参議院選挙が終わった。この中で、終盤、日本の核武装・核共有が声高に叫ばれた。参政党のさや候補者が、演説で“もっとも安上がりの安全保障は核武装だ”、と述べ、選挙後の参政党神谷代表もインタビューで、「核共有」かそれに類するものとして「バリア」、「電磁波」のようなパルス攻撃、などこたえたと報じられている。その前、元国家安全保障局次長や元自衛隊統合幕僚長らも核共有論を言い出している。

今年は、被爆 80 周年である。今、世界が核使用、核戦争の危険を深刻に考え、終末時計は 89 秒になった。そして、“終戦”80 周年ということもあって、戦争と平和を考え、2 度と戦争をしてはならない、2 度と広島・長崎の過ちは繰り返すなど、国民的世論が高まっている時である。これらのことを、全く意に介さない、軽々しい言葉で、日本の核武装を発言した候補・政党にはつよく抗議する。ノーベル平和賞の被団協・被爆者の思いをこれほどふみにじる暴言はないことを指摘する。

さらに加えて、7 月 27 日、新聞報道によれば、日米両政府が防衛についての定例協議で、有事シミュレーションを行い米軍が核使用するシナリオを議論していたという。そして、昨年 2 月、防衛省地下の中央指揮所で、防衛省制服組トップの吉田統合幕僚長が「中国の核の脅しには米国も核の脅しで対抗を！」と強い口調で迫り、米アキリーノ司令官も当初抵抗したが最後、あきらめたように「分かった」、と承諾したという内幕も報じている。これは戦前の軍部独走すら想起させることで、許し難い。このような、核使用を想定した議論に日本政府がのるということ自体、被爆国として絶対にあってはならないこと、認められないこととして、日本政府に対し強く抗議する。

これまで、政府が、安保関連 3 文書を決定、大軍拡を進めてきた結果がこれである。政府与党は、ことあるごとに、いまもっとも厳しい安全保障関係、という枕詞を使い、国民を脅している。ウクライナをみよ、次は台湾だ、関連して日本が巻き込

まれる、という論法、これはヒトラー・ナチスが戦争へ国民を動員する手法そのものである。そして抑止力というが、それは、最終的には核抑止力に至ることを、今回の日米協議が如実に示している。核抑止論者は、核使用・核戦争の怖さをひとかけらもわかっていない。国民の多くも知らないのではなからうか。核戦争が全面的に展開すれば、最悪、核の冬を含めて、世界人口 80 億のうち数 10 億人の死者、日本で言えば 1 億 2,000 万人のうち、おそらく数 1000 万人の死者。これまで、そのヒヤリハット事象が何十回もあり、次は本当に核使用と核戦争が起こりうるのがリアルな現実である。3 月の第 3 回核禁止条約締約国会議の中では、核使用・核戦争の起こる確率は、原発の重大事故確率よりも高い、と科学者からの報告があったという。今、そういう危機の中にありながら、これを事実として認めず、まさか起こらないだろうという根拠のない思いで自分で自分を誤魔化す、いわば“正常性バイアス”に大多数の人が陥っているのではなからうか。

日本は非核三原則を国是としている。さらに国連で採択されすでに発効している核兵器禁止条約がある。これは被爆者を先頭とした日本の原水爆禁止運動の取り組み、市民の力も大きく寄与して達成したものであり、今の混迷した世界での、希望の光である。これに日本政府は一刻も早く参加、批准するのが被爆国としての道理である。全国で、720 以上の自治体、新潟県では、87%の市町村議会が政府へ核兵器禁止条約への参加・批准を求める意見書を政府へ上げている。また同趣旨の署名も約 300 万が集まっている。

今年被爆 80 周年にあたり、戦争の準備でなく平和の準備（絶対に戦争させない、平和を創る）のため、平和といのちと地球を愛するすべての人が、核武装・核共有・核使用を容認するような全ての動きに強く抗議し、核廃絶実現の為の声を上げることを訴える。

2025 年 7 月 29 日

被爆 80 年を迎えるにあたって

ヒロシマ・ナガサキを受け継ぎ、広げる国民的なとりくみをよびかけます

日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）

原水爆禁止日本協議会（日本原水協）

原水爆禁止日本国民会議（原水禁）

1945 年 8 月 6 日広島・8 月 9 日長崎。アメリカが人類史上初めて投下した原子爆弾は、一瞬にして多くの尊い命を奪い、生活、文化、環境を含めたすべてを破壊をつくしました。そして、今日まで様々な被害に苦しむ被爆者を生み出しました。このような惨劇を世界のいかなる地にもくりかえさせぬために、そして、核兵器廃絶を実現するために、私たちは被爆 80 年にあたって、ヒロシマ・ナガサキの実相を受け継ぎ、広げる国民的なとりくみを訴えます。

2024 年、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞しました。凄惨な被爆の実相を、世界各地で訴え続け、戦争での核兵器使用を阻む最も大きな力となってきたことが評価されたものです。一方今日、核兵器使用の危険と「核抑止」への依存が強まるなど、「瀬戸際」とも言われる危機的な状況にあります。

ウクライナ侵攻に際してロシアの核兵器使用の威嚇、パレスチナ・ガザ地区へのイスラエルのジェノサイド、さらに、イスラエルとアメリカによるイランの核関連施設（ウラン濃縮工場）への先制攻撃など、核保有国による国連憲章を踏みにじる、許しがたい蛮行が行われています。核兵器不拡散条約（NPT）体制による核軍縮は遅々として進まず、核兵器 5 大国の責任はいよいよ重大です。

しかし、原水爆禁止を求める被爆者を先頭とする市民運動と国際社会の大きなうねりは、核兵器禁止条約（TPNW）を生み出しました。これは、核兵器の非人道性を訴えてきた被爆者や核実験被害者をはじめ世界の人びとが地道に積み重ねてきた成果です。同時にそれは今日、激動の時代の「希望の光」となっています。この条約を力に、危機を打開し、「核兵器のない世界」へと前進しなければな

りません。アメリカやロシアをはじめ核兵器を持つ 9 カ国は、TPNW の発効に力を尽くしたすべての市民と国々の声に真摯に向き合い、核兵器廃絶を決断すべきです。

唯一の戦争被爆国である日本政府はいまだ TPNW に署名・批准しようとはしません。核保有国と非核保有国の「橋渡し」を担うとしていますが、TPNW に参加しない日本への国際社会の信頼は低く、実効性のある責任を果たすこととは程遠い状況にあります。アメリカの「核の傘」から脱却し、日本はすみやかに核兵器禁止条約に署名・批准すべきです。

原爆被害は戦争をひきおこした日本政府が償わなければなりません。しかし、政府は放射線被害に限定した対策だけに終始し、何十万人という死者への補償を拒んできました。被爆者が国の償いを求めるのは、戦争と核兵器使用の過ちを繰り返さないという決意に立ったものです。国家補償の実現は、被爆者のみならず、すべての戦争被害者、そして日本国民の課題でもあります。

ビキニ水爆被災を契機に原水爆禁止運動が広がってから 71 年。来年は日本被団協結成 70 周年です。被爆者が世界の注目をあつめる一方、核使用の危機が高まる今日、日本の運動の役割はますます大きくなっています。その責任をはたすためにも、思想、信条、あらゆる立場の違いをこえて、被爆の実相を受け継ぎ、核兵器の非人道性を、日本と世界で訴えていくことが、なによりも重要となっています。それは被爆者のみならず、今と未来に生きる者の責務です。地域、学園、職場で、様々な市民の運動、分野や階層で、被爆の実相を広げる行動を全国でくりひろげることをよびかけます。世界の「ヒバクシャ」とも連帯して、私たちはその先頭に立ちます。

2025 年 7 月 23 日

軍学共同反対連絡会

共同代表：赤井純治・大野義一郎・多羅尾光徳

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>
 軍学共同反対連絡会事務局 メール pokopeace@gmail.com 小寺